

業務紹介案件規程

第1条（目的）

この規定は、東京都行政書士会多摩中央支部（以下「支部という。」）細則第39条に基づき支部長から紹介される業務案件の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条（対象案件）

業務紹介案件は、無料相談関連、K I F A (小平市国際交流協会)、本部・他支部からの紹介案件等を対象とする。

第3条（報告と支払）

案件受託者は案件処理完了後直ちに所定の報告書を支部長に提出すると共に依頼人より報酬を受領次第、支部に次項の金額を支払うものとする。

2、報酬が5万円未満は一律1千円

報酬が5万円以上は報酬の10%、ただし、上限を10万円とする。

（附則）

この規程は平成26年3月5日から施行する。